



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス公法最近文献覚え書き（１９７６－１９７７）
Author(s)	深瀬，忠一； FUKASE, Tadakazu; 中村，睦男 他
Citation	北大法学論集，28(2)，97-117
Issue Date	1977-10-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16240
Type	departmental bulletin paper
File Information	28(2)_p97-117.pdf



フランス公法最近文献覚え書き（一九七六—一九七七）

深瀬 忠一
中村 睦男

まえおき

前年に引き続き、一九七六年から七七年前半にかけて筆者が眼を通すことのできたフランス公法関係最近文献を、取り敢えず、簡単に紹介しないし短評を加えておくことにする。この覚え書きの趣旨は、前々回（北大法学論集二五（巻四号一四九頁））と同じであるが、なかなか体系的・網羅的記述というには程遠い。全国的な協力研究の一環としての参考資料または示唆を提供しうれば幸いと思う。

フランスの民主主義と政治制度について

Cotteret (Jean-Marie), Fmeri (Claude), Gersle (Jacques), Moreau (René), Giscard d'Estaing / Mitterrand, 54774 mots pour convaincre, P. U. F., 1976, 347 p. 『ビスカール・デスタン対ミッテラン。説得のための五四七七四語』は、一九七四年の大統領選挙における保革両候補のテレビ放送での発言五四七七四語の分析研究である。視聴覚ゲームの規則、演説の統計的特徴、そのテーマの分析、テレビ討論、演説の比較的分析、選挙期間中の

政治的演説の機能、にわたり精密な計量的・内容的分析を加えて
フオンクシオン・コンフィイルマシオン・フオンクシオン・ダグレガシオン
 いる。結論として、「確認の機能」と「引き込みの機能」(イギリ
 う「浮動票」にあたる「批判的選挙民」)を認め、演説が選挙戦の
electeurs critiques
 の支持をあつめる)「基本要因の一つ」であるが、「成功の充分条件」ではなく「必
 要条件」であり、とくに「五月一日の対面討論」での候補者の
イマージュ・ペルソネル・ペルソナリテ
 「人間像」ないし「人柄」の印象、および結局現状維持に傾き不安
 な激変をおそれる傾向がジスカール・デスタンに勝たせたこと、
 祝慶的支持の及ぼす全国的影響力が「決定的要因」であったと
 し、一九六〇年のケネディ・ニクソンのテレビ対談に言及してい
 る。資料、索引付。注目すべきアプローチの研究である。

Giscard d'Estaing (Valéry), *Démocratie française*, Fayard,
 1976, 175 p. 『フランスの民主主義』は、いまでもなく現大統領
 ジスカール・デスタンの著作であり、彼の政治綱領宣言といつて
 よく、明らかに左翼連合の「共同綱領」への対抗を意識しているが、
 同時に大統領の中道大連合志向すなわちシラク元首相指導下のゴ
 ーリスト抑制意図も含まれているとみてよいであろう。しかし、
 このコンパクトで、明澄な小著は、単なる政治宣伝の書ではなく、
 フランス政治、社会、自由、経済、公権力機構、外交全体に及ぶ、フ
 ランス的自由主義に基づく穩健な進歩的哲学と文化論の香りを感

じさせる。いち早く邦訳出版した磯村尚徳・萩野弘巳が、「人間か
フ・バルテール・ド・ロム
 ら出発する社会」(ダイヤモンド社、一九七七年二月、出版。巻
 と「似た情況」二四五頁の指摘は面白いが、構造)という、原表
 題と異なる、同書中第二篇の見出しを冠したことは、それが本書の
 根本部分(とくに、その第四章「自由で責任ある人間達の共同体」)をなすともた本覚え
 書き筆者も同感であり、賛意を表したい。政治的立場を離れて、
 味読(原文)され、フランス文化理解に役立つ文学書ともいえよ
 う(ふと田中角栄元首相がどんな本を出し、どんな道徳を説い
 う(たかを想起し、彼を最高の政治権力の座につけた政党と日本
 の社会・国民の政治文化水準とフランスのそれ)を)。
 れとを対比して、まじめな顔になった……)。

ジスカール・デスタンに対し、革新陣営の政治家のフランス・
 デモクラシーにかかわる著書としては、Mandès France(Pierre),
La vérité guidait leurs pas, Collection Témoins, Gallimard,
 1976, 261 p. 『真理が彼らの歩みを導けり』は、その知性と高潔な
 人格と行動の政治家マンデス・フランスの、政治哲学を集約(巻
 頭論文、「政治家と権力、真理に奉仕する政治人」と巻末の「我ら
 何処にありや」)、偉大な先人達を追想し教訓を語っている。ジュ
 ール・フェリイ、エミール・ゾラ、ジャン・ジョレス、アリスチ
 イド・ブリアン、エドゥアール・エリオ、レオン・ブラン、チャ
 ーナル、ドゴール、等一四名の論評を通じて、フランスは現在何

処に居るかを省察、将来に備える。深く、厳しく、愛をもって、真理に透徹しようとする一字一句に、マンデス・フランスの政治家の思索（近代・現代フランス政治家の遺産）の質を読みうる。なお、ミッテランのエッセー集もある（本誌二六巻四、号一七八頁）。

Fauvet (Jacques), *Conflits-les deux têtes : les deux pouvoirs - Le Monde hebdo.*, 3-9, 11-17 juin (1976 : *Le Monde*, 8, 9 juin) は、執行権内の二頭制の緊張関係と、執行権対立法権の二権力間の対抗関係にからまる第五共和制の政治制度の構造的矛盾が、一九六二年の憲法改正によっても放置され、ジスカール・デスタンとシラク、議会への左翼連合の進出の傾向、という三つどもえの複雑な衝突の実態を明快に解明し、それらの矛盾解決の憲法改正の方向を示唆してみごとであり、参考になる。

J. Robert, *Le «chiriquisme» (Le Monde, le 12 août 1976) 『シラキスム』* は、ロベール教授の（造語？）ピリッとしたシラク論ないし首相論で面白い。同教授は「ジスカールの『第六』共和制」という言葉を使っているが、M. Bassi et A. Campana, *Le grand tournoi. Naissance de la VI^e République*, B. Grasset, 1974 ; M. Cotta, *La VI^e République*, Flammarion, 1974（筆者未）がある（本誌二六巻四号一五二-一四頁、二六巻四号一七八-一八〇頁、山口俊夫訳、日仏法学9号一九七六年一八頁参照）。

この大統領・首相の対立が、シラクの（実質）罷免となり現バール首相と更迭した（一九七六年八月二五日）ことは周知の通り。Pourquoi Chirac a choisi la guerre (Nov. Obs., 30 août) が参考になる。その後、シラクはジスカールを足もとからおびやかす源動力であり続けている。

Massot (Jean), *La Présidence de la République en France, Notes et Etudes Documentaires nos. 4343-4347*, 21 décembre 1976, *La Documentation Française*, 234 p. 『フランスにおける共和国大統領職』は、フランスにおける諸共和制の大統領制の歴史にはじまり、大統領の選挙、地位、権能、行動の諸手段、世論との関係を概観しており、全貌がわかる。著者は、国務院請求審査官。Vernier (Patrice), *Les Services de la Présidence de la République*, P. U. F., 1971, 96 p. 『共和国大統領職の諸部局』が、主として、一九五八-一九六九年のドゴール在職期間につき、組織と活動の実態を調べている。結論的に、アメリカ大統領の「ブレイン・トラスト」に近いとみる（ジケルおよびアブリル、同旨）。なお、フランス文獻は、Hamon (Léo), *Une République Présidentielle*, Bordas, 1975 ; Baeque (Francis de), *Qui gouverne la France*, P. U. F., 1976 を参考書にあげている。

Zilemenos (Constantin), Naissance et évolution de la fonction de Premier ministre dans le régime parlementaire, L. G. D. J., 1976, 293 p. は、西欧諸国の議院制における首相の比較研究(入手)。フランスの首相については、クレリス文獻がある(本誌二五頁三三)。

Denquin (Jean-Marie), Référendum et plebisците, essai de théorie générale, L. G. D. J., 1976, 353 p. 『人民投票と人民委任(適当な訳語)』一般理論の試み』は、フランス憲法史の現実および憲法理論上その区別が重大とされた、①「レフェレンダムとプレビシット」の間の区別に客観的基準があるか」、②また両者の対抗に意味があるかを、本格的に再検討し、憲法史と既成学説の総批判を通じて、①に対しては否定的、②に対しても懐疑的結論に至っている。精読して、反省の資をうるに値しよう(書評 M. R. I. D. C., 1976, no. 2, p. 413-415)。なお、現代の人民投票の実態の比較研究(フランス、イギリス、イタリヤ、スイス)の特集(1976, no. 2, p. 263)。イギリスの一九七五年人民投票について J.-P. Boivin, L'Angleterre et L'Europe, le référendum du 5 juin 1975 (R. F. S. P., 1976) なる。

Campana (André), L'argent secret, le financement des partis

politiques et des campagnes électorales, Arthaud, 1976, 192 p. 『秘密の金』政党と選挙運動の資金』は、フランスの諸政党の政治資金の実態を簡潔ながら概観して示唆的(政党資金の法的規制観をした Kriehé 文獻がある。)。本誌二五卷四号一五六頁参照。

Molnar (Thomas), Le Socialisme sans visage, l'avènement du tiers modèle, P. U. F., 1976, 187 p. 『顔のない社会主義』第三のモデルの登場』は、西欧の自由・民主体制と東欧的マルクス主義体制が収斂して「人間的な顔をした社会主義」に向かうという楽観に対し、現代世界の第三世界やペルーやボルトガルが、軍政・民族主義・理論ぬきの社会主義に走りつつある傾向を省察しつつ、東西両体制の実態を内省、再検討する。そして、人間が「政治的なもの」により支配されつくすとき、一枚岩の「人間の顔のない社会主義」となることを警告し、人間の中には「超越的な次元」(une dimension transcendante)が厳存すること、新しい文明社会において、自然法と実定的法とが二元的に共存すべきことを説く。

フランスにおける文明論な社会論について

Garaudy (Roger), Pour un dialogue des civilisations, Denoël,

1977, 235 p. 『諸文明の対話』は、現代の多様な諸文明の人類的地域的視野からの総合を志向する壮大な現代文明論である。

ガロディは、西欧は一偶然的の所産にすぎずとし、非西欧世界——アメリカインディアン、イスラム、中国、日本、インド、アフリカ、ラテン・アメリカ等——の諸文明の過去の遺産、再発掘すべき価値、現代的教訓、を新たに総合する「地球計画」を提唱する。そして嘗て、神との第一回目の契約によるイスラエルだけの選民が、第二の選民としてキリスト教徒により克服された後、キリスト教文明をこえる「第三の契約」は非西欧をも含めた全世界・全人類に及び、神の似像に創られた一人一人の人間が尊厳と希望を回復すべきことを論ずる。そして各文明は、他文明を支配したり従属・模倣するのではなく、夫々の文明の固有の深みにおいて、下から動的に、よりよい、固有の価値を發展せしめ、量的拡大ではなく、質的に自からを高め相互に豊かならしめることが基本だと説く。比較憲法論の背景に、比較文明論があるべきだとすれば、その新しい視座と深思すべき問題点を示唆して有益である。そこでは、日本が世界文明に寄与したものととして、わずかに浮世絵がふれられているにとどまること(六二)も考えさせられる。

Grinaud (Maurice), En mai, fais ce qu'il te plat, le préfet de police de mai 68 parle, Stock, 1977, 345 p. 『五月だ、好きなようにやれ』は、一九六八年「五月の叛乱」の時点でパリ警視庁総監だったグリモーによる回想記である。あれだけの学生大衆の激烈な革命的実力抗争にもかかわらず、一人の死者も出さず、「断叫」たる態度に節度を正しく加味し「事態を收拾した基本にこの警察力総指揮官の思想と人間性があったことがわかり、興味深い。

グリモーによれば、「五月の真の勝利」は、警察力の介入を「人間的」に行ない、「最悪を避け」、力の諸手段のみをもって敵を滅殺せず、「一定の自制」が結局「革命的暴力と盲目的鎮圧という二つの誘惑よりも強力」であることを示したところにある。その「勝利は遠くから、果卵の危きを経て遂に「憎悪の仮面の間にその優しい感動的な顔を垣間見させ……そして唄いた。その名は、寛容であった」(三三六頁)、といった文章は、ユマニストならではのものであり、心をうつ。彼の指揮態度は左右や立場の如何を問わず、稀にみる一致した賞讃をがちえた。次期の「すばらしいメディアトクール」にとの声もある (Nouvel Observateur, 25 avril-1 mai 1977, p. 45; 同誌記事も)。わが国の警察の最高責任者にも必読の、文化的香り高い好著だと思う。

「五月事件」の現場バリとフランスの地方をじかに見て考え、教授達とも議論した筆者は、現地および帰国後多数の文献を収集、思索したが、未だにその全体的・核心的意義を断定しえない。日本の評論家が「早く利口にまとめている鮮やかさには驚いた。達眼のヴェデル教授が「私には全く理解できない」と語っていたのと対比される。恐らく、一九六八―一九六九年の日本の大学紛争の、現代文明論的意味の思索とそれへの解答とともに、筆者の生涯の課題の一つとなろう（取り敢えず私の書いたものとしては、「大革命と私達の生き方」と社会と人間を考える8「保守、改革、平和」新教出版社、一九七〇年一月一日パンフ。「北から」、P. Beneton et J. Touchard, *Les interprétations de la crise de mai-juin 1968*, R. F. S. P., 1970, no. 3, p. 503-544 が便利だが、深部の核心には到底達しえていない。なほ、長谷川正安、バリの報告、新日本新書、一九六八年が生きており、また政治史としては、中木康夫、フランス政治史下、）。未来社、一九七六年、一七一―二四〇頁が詳細。）。

そもそも、文明あるいは文化とは何であらうか。Crubellier (Maurice), *Histoire culturelle de la France, XIX^e-XX^e siècle*, A. Colin, 1973, 454 p. 『フランスの文化史、一九一〇世紀』は、フランスの近・現代文化の概観として参考になる。Chombarat de Lauve (Paul-Henry), *La culture et le pouvoir*, Stock, 1975, 386 p. 『文化と権力』は、権力の座にある集団の支配の操作とその表現としての文化に対して、社会の変遷のなかで文化が行動と

して動態的に働らき変革を可能ならしめる創造的役割を果たすことを考究する。制度化された社会(客)と生活のなかの文化(体主)と変遷過程の三次元にわけて分析。文化の動的側面につき示唆を讀みとることができよう。

Duby (Georges), Mandrou (Robert), *Histoire de la civilisation française*, ts. 1, 2, A. Colin, 1968, 350 p., 378 p. 『フランス文明史』二巻あたりが、代表的概説書といえようか。

Macciocchi (Maria-Antonietta), *De la France, Seul*, 1977, 472 p. 『フランスにだけ』は、イタリアの女流作家・コミニスト、マキオッチの、今日のフランスの現実の様々の側面に対する批判的觀察論(訳)である。パリと地方の価値観の逆転の対比、ENAを含めたグラント・ゼコール批判が目をついた。

Fubius (Laurent), *La France inégale*, Hachette, 1975, 191 p. 『不平等の国フランス』は、健康、財産、国籍、教育文化、財政、裁判等における不平等の諸事実の事態と、その情報の歪曲と克服方法を論述、パスカルの賭を平等の側にと説く。ノルマリヤンでENA出身の二十九才の文学教授ファビウスの啓蒙書として、参考になろう。なお、最近のフランスの若者に対する世論調査結果(一九七六年一月実施、「八才から一五才までの八〇〇人対」象。Nouv. Obsrb., no. 655, 30 mar-5 juin 1977, p. 61)

によれば、「現在のフランスで貴君を最も苛立たせるものは何ですか」の問に対する回答中、最も多数が「社会的な諸不平等」(一三二五の割。ついで、政治と政治屋が一八。政府とその政策が一六。生活費が高い。二。フランスのアバシー。二。フランス人相互間の対話の拒否が一。失業、一〇。)であることが注目される。左翼と労組。四。環境の悪化、三等。)であることが注目される。

公法一般

Mélanges offerts à Georges Burdeau, Le Pouvoir, L.G.D.J., 1977, 1190 p. 『ジョルジュ・ビュルドー 献呈論文集、権力論』はフランス現代憲法・国家・政治学の泰斗ビュルドーに対し、五八名(序文をいれる)の第一線の公法学者が論説を寄稿している。序文的な「ジョルジュ・ビュルドーと権力」論につき、「政治・憲法理論」(篇一)、「政治思想史」(篇六)、「フランスの政治・憲法問題」(篇七)、「外国政治制度」(アメリカ、四。ソ連・人民民主主義世界、二)、「行政法および行政史」(篇七)、「基本的人権および自由の歴史」(篇六)、「国際法」(篇八)にまたがり、一論文約一〇頁平均であるが、現代的問題点の究明に資する論稿が多く、フランス現代憲法学の諸問題と水準を鳥瞰せしめる大著として、必見のものである。一九七四年のワリーヌ論文集(本誌二六卷四号)に比肩

される。

なお、ビュルドーの代表的著書『Traité de science politique』政治学詳論(第二版(増補)の第九巻目までの全出版が完結(一九七四年)した(cf. R.F.S.P. no. 3, 1976, p. 610-618.) (notes bibl. par J. J. Chevalier Machin (Howard), The prefect in French Public administration, Croom Helm, London, 1977, 210 p. 「フランスの公行政における縣知事」は、おもしろい参考になる。)

Siwiek-Pouydesseau (Jeanne), French ministerial staffs.

Derivry (Daniel), The managers of public enterprises in France.

同論文は、Dogan (Mattei), ed., The mandarins of Western Europe, the political role of top civil servants, J. Wiley, 1975. 論文集所収である。

Lemasurier (Jeanne), Town and country planning in France, in J. F. Garner, Planning law in Western Europe, North-Holland Publ. co., 1975, p. 117-154. 『フランスにおける都市計画』の現況を要約。

Favoreu (Louis) et Philp (Loïc), Election au suffrage universel direct des membres de l'Assemblée Européenne, R.D.P.,

1977, no. 1, p. 129-180. は「ヨーロッパ会議」の議員を普通選挙で行なう法案の合憲性についての憲法院の判決（一九七六年一月三〇日）の、権限・手続・内容にわたる詳細な分析と参考資料である。そもそもヨーロッパ共同体建設に積極的か、フランスの主権と独立に固執して反対かについて年来の政争が続いていた（社会党積極反対、ゴリスト）。一九七六年九月二〇日のヨーロッパ共同体外相会議決定の、ヨーロッパ会議普選条項について、一九五二年から一九五四年にかけ「ヨーロッパ防衛共同体」事件で経験したような混迷を避けようと、ジスカール・デスタン大統領が憲法院の判決を請求した（*Le Monde hebdo.* 4-10 nov. 1976）。本判决の合憲判断（普選にフランスの国家主権は侵害されず、ヨーロッパ）をえた後、国民議会議の超国家主権に移行するわけではない。国民議会の審議を求めたが、バール首相は政府の信任を賭ける方法（憲法四九）で辛うじてその承認を獲得した（*Le Monde hebdo.* 16-22 juin 1977）。議会での討論過程で、ゴリストの強硬な反対意見を背景としたシラク元首相の発言により、多数党内部における「基本的不一致」がさらに露呈された。

平和と戦争について

Merle (Marcel), *Sociologie des relations internationales*.

Dalloz, 1974, 436 p. 『国際関係の社会学』は、パリ第一大学教授メルル（国際法・国際思想の著述多し）の体系書であり、フランス的社会学感覚と明快な体系化の精神に基づき、国際関係論の、古典的、マルクス主義的、アングロサクソンの諸概念を検討したうえ、国際関係の場（milieu）の諸契機（自然的、技術的、人口統計学的、経済的、イデオロギー的）を概観。さらに、国際関係の担い手（acteurs）としての国家、国際的組織、超国家的諸力（非政府的組織、多国籍企業、国際的世論）を検討。国際的体系（systeme）を、現国際体系の支配的特徴と、外交的・戦略的ゲームおよび国際体系の機能の実態につき分析する。

体系的概観として標準的文献であり、各所に示唆に富む。とくに、国際的世論の存在形態と効果発揮のメカニズム（Merle, *Le droit international et l'opinion publique*, *Recueil des Cours de l'Academie de Droit International*, 1974 参照）の分析や、現代「国際政治は他の諸手段による延長された戦争である」（ゼウイッの、「戦争は他の手段による延長」と要約（国家以外の担い）された政治）を換骨奪胎した表現（手の活動に注目）し、また、そのような新型の「戦争」においては、その「兵器」は、「外交的・軍事的なものと同様経済的・心理的なもの」である（四一）とし、「政治・軍事的契機が後退」（三九三）する動向が

あることを指摘していることは、注目されてよい。なお同教授の *Pacifisme et internationalisme, XVII^e-XX^e siècles*, A. Colin, Coll. U., 1966. も有註

なお Zoghbi (Charles), *Les relations internationales*, P.U. F. (Thémis), 1975, 364 p. 『国際関係論』 (cf. R.F.S.P., 1976, no. 5, p. 987) があぞ。

Aron (Raymond), *Penser la guerre, Clausewitz, t. I, L'âge européen*, 472 p., t. II, *L'âge planétaire*, 365 p., Gallimard, 1976. 『戦争を思索する「クラウゼヴィッツ」は、著名な社会学者レイモン・アロンが、クラウゼヴィッツによる戦争の思索過程を「共感」とともに(反ナポレオンの抵抗の態度と、アロンの)辿りながら(第一巻「ヨーロッパ」、クラウゼヴィッツの戦争論は、「合理主義と節度」に基づく思想であり、「戦争の目的は、勝利(それは手段にすぎぬ)ではなく、平和すなわち戦後である」ことなどを論ずる。そして、「二〇世紀の現代戦争(第二巻「地球時代」)につきレーニン、スターリン、毛、キッシンジャー等の戦争思想、「核抑止戦略」等諸問題を多角的・全面的に論究している。日本についていえば、広島・長崎の原爆投下は、天皇が軍部の徹底抗戦の主張を押えて終戦を命ずるために、トルーマンにとって早期無条件降伏獲得の

ためにも、極めて有効に使用された例だが、その後の核兵器の使用が同様に有効ということにはならないと指摘しているあたり、注目されるどころ(第二巻一四)だろう。「武器よさらば」すなわち、現代戦争の不道徳性を非難し軍縮を要求する「平和主義」的思考には極めてネガチフであり、武器をとって戦わざるをえない諸現実を考えれば(フランスの解放は連合軍の武力に負い、イーストアメリカが守ってくれた)、ラエルの生存が武力をもって自から守り、またに負うことを忘れない)、それら観念論は「歴史と悲劇の感覚」に欠ける、という。また、ウイルソン流の「平和の十字軍」のイデオロギーは核兵器によって霧散し、諸国家の社会の多数決原則による「法による正義」のイデオロギーも国連総会の投票状態をみれば消えるし、第一次大戦の恐怖にもかかわらずどの人々もどの国も「武器よさらば」とはいわず、軍縮は「大いなる幻影」であるにすぎないという(二八五)。

戦争と軍備を放棄した日本国憲法の理論と実態について、アロンが無視しているのは、盲点だろう。恐らくアロンは、日本国憲法に極めて辛辣な批判を向けるだろうが、「武器よさらば」と言った憲法がある、ことを見落すことはできない。しかし本書は、現代戦争研究への「現実的」アプローチを示すものであって、旧著(Paix et guerre entre les nations, 1^{ed}, 1962. なお新版あり)

料と同様、鋭い示唆に富む(Le Monde hebdomadaire, 26 fév. 1973)。なお、R. Aron, La force française de dissuasion et l'alliance atlantique (Défense Nationale, janv. 1977, p. 31-46) 参照。

Bouthoul (Gaston), La paix, P. U. F., que sais-je ?, 1974, 128 p. 『平和』は、戦争^{ボレモロワ}の第一人者として知られるアトワルの近著であり、平和の探究と平和についての研究を区別し、平和の定義と諸形態および平和についての科学的諸方法を論じた、啓蒙的体系書である。戦争論としては、彼の Le phénomène-guerre, Payot, 1962, 283 p. 『戦争現象論』も便利である。近著 G. Bouthoul, R. Carrere, Le défi de la guerre, 1740-1974, P. U. F., 1976, 225 p. がある (Défense Nationale, janv. 1977, p. 186-17)。なお、関寛治、地球政治学の構想、日本経済新聞社、一九七七年、一三九—一四〇頁参照。

Annales de Philosophie Politique, no. 9, 特集 La guerre et ses théories, P. U. F., 1970, 216 p. 『戦争とその理論』中の諸論文も示唆的。

Bosc (Robert), Sociologie de la paix, Spes, 1965, 252 p. 『平和の社会学』も参考になる。

ただし絶対平和主義(pacifisme)には、フランスにおいて、懐疑

的ないし否認的見解が多いようである。例えば、J.-B. Barfier, Le pacifisme dans l'histoire de France (de l'an mille à nos jours), La Librairie Française, 1966, 446 p. 参照。

核兵器や戦略兵器制限交渉に関連する文献として、Bretton (Philippe), Chaudet (Jean-Pierre), La coexistence pacifique, A. Colin, 1971, 327 p. 『平和的共存』や、Legault (Albert), Lindsey (Georges), Le feu nucléaire, Seuil, 1973, 256 p. 『核の炎』や、Delmas (Claude), Le second âge nucléaire, P. U. F., que sais-je ?, 1974, 127 p. 『第二の核時代』が、概要を知るのに便利である。軍縮よりも軍備の管理と制限に関心が大きく、広島・長崎の原爆後冷戦の時代を「第一の核時代」とすれば、A・B・Mや多核弾頭誘導核兵器時代は、「平和共存」により、全面核戦争を避止し、核拡散防止に重点の移った「第二の核時代」に移行したことを、デルマス文献が論述している。

最近のフランスのジスカール・デスタンの戦略が、ドゴール時代の核打撃軍重視のフランス独立戦略から徐々に変わり、地上軍を重視、ヨーロッパ軍の端緒を示し、北大西洋条約機構に再接近しつつある新戦略の傾向と問題点について、J. Isnard, Une nouvelle conception stratégique (Le Monde hebdomadaire, 10-16) du même, juin 1976, p. 7.

Le nouveau profil de la défense (Le Monde hebdomadaire, 14-20 juillet 1977) が、平明に要約している。

若者の意識 (一九七六年一月調査、一八才—二五才、八〇〇人。Nouv. Observ., 635, 30 mai-5 juin 1977, p. 60) 例によると、「何がフランスの独立を最もよく保障しうるか」という問に対し、「大きな紛争からのフランスの中立」三八%、「フランスの経済力」三五%、「フランスの軍隊および核打撃軍」二三%、「アメリカの軍事的保護」七%、他となっており、興味深い。

なお、フランスのレジスタンスについて、最近 Knight (Frieda), The French Resistance, London, Lawrence and Wishart, 1975, 242 p. 『フランスのレジスタンス、一九四〇—一九四四年』が出ている。彼女は第二次大戦勃発時に在パリ、ナチに占領され投獄、脱獄、レジスタンス組織に助けられてイギリスに帰国後、ロンドンのドゴールの司令部で働いた。その体験から出た洞察に基づき、レジスタンスの全史を平明に敘述している。

フランス・レジスタンス史についての権威である Michel (Henri), La Résistance française, évolution et action 『フランスのレジスタンス、その進化と行動』は、東京日仏会館での講演 (一九七四年四月—一七日) であり、率直・明快でよくまとまった総括をしてく

れている。研究入門として絶好の啓発的講義である (北大公法資料室にテープ保)。

フランスの戦後の政治、ドゴール (本稿マンデス・フランス) のプレステイジを研究するため (ジュリスト六三四号・宮沢俊義言参) のほか、抵抗権論やわが国平和憲法の非軍事的抵抗力を考える場合にも、「自由フランス」のレジスタンスの経験は貴重な理念的・実際の教訓に富んでいるし、文献も多い。H. Michel, Les courants de pensée de la Résistance, P. U. F., 1962, 842 p. ; H. Michel et B. Mirkin-Guetzévitch, Les idées politiques et sociales de la Résistance, P. U. F., 1954, 410 p. 等 Collection « Esprit de la Résistance » P. U. F. 等、少なくとも一四冊が既刊である。わが国では、海原峻編、レジスタンス、平凡社、一九七三年、参照 (巻末に文献)。M. R. D. Foot, Resistance. An analysis of European Resistance to Nazism, 1940-1945, Methuen, 1976, 416 p. ; P. Hoffmann, German resistance to Hitler, MIT Pr., 1976, 864 p. がある (未入)。ベルギーのレジスタンス例に参考 H. Buch, La Résistance : l'expérience belge, in A. Ph. P., 1970, p. 163-192. が示唆的。

自由について

André-Vincent (Ph.-I., O.P.), *La liberté religieuse, droit fondamental*, Tégui, 1976, 234 p. 『宗教的自由「基本権」』は、一九六五年二月七日のカトリック教会のヴァチカン第二公会議で承認され法皇により公布された「宗教的自由」にかんする宣言が、「革命的」といわれるほどの重要な変更をもたらしたこと、その問題性と宣言の各条項の解説および神学的総合について論述している。哲学と神学と法学との調和的総合の書として激賞する書評がある (P. Coste-Floret, R.D.P.). 熟読・深思に値する文献だと思われる。

Dreyfus (Pierre), *La liberté de réussir*, Jean-Claude Siméon, 213 p. 『成功する自由』は、国営ルノー社の二年間 (一九五六年) の社長・総支配人であったドレフュスの省察の集約として注目される。同氏は、左翼連合の「共同綱領」に賛成する社会主義者であり、「国民の福利にのみ奉仕する」国営企業ルノーが「パイロット」ないし「モデル」として成功したという生き生きとした証言は、左翼連合にとって心強いものにちがいない。ドレフュスとの対談 (Nouvel Observateur, 25 avril) は本書を補足するもの

のとして面白い。国営企業成功の秘訣として「政府がそれに大きな自律性を認めること」、また、国営ルノー「^{マイコン}家」のため全社員が精勤することが私企業に勝ること、自からは「テクノクラット」であることをキッパリ否認している……など。

なお、左翼連合の一九七二年「共同綱領」の「国有化」問題を含め、現在に適合させるための再検討と作業が続いている (Le Monde, 14-20 avril, 30 juin-6 juillet 1977. 稲本洋之助、フランス・社共同政府綱領と統一戦線、現代と思想、一〇号。金田重喜編訳、フランス経済と共同政府綱領、大月書店、一九七四年。樋口陽一、「共同政府綱領」と議会制民主主義、現代民主主義の憲法思想、創文社、一九七七年、参照。) が、社共同の意見の相違の調整に難航している (国営企業の「子会社の運命」について)。 (Le Monde hebdo, 7-13 juillet 1977.)

フランスの女性と政治について

Brimo (Albert), *Les femmes françaises face au pouvoir politique*, Ed. Montchrestien, 1975, 131 p. 『フランスの女性達と政治権力』は、小著ながら、女性をめぐる条件・フェミニズム史の要約にはじまり、女性と選挙、国会議員等への進出、政府部内の女性と婦人庁の創設等を簡潔に概観していて便利である。著者のブリモは、現在パリ第二大学教授であるが、長くツールーズ大学 (出身。アンリ・デューハイリーの高弟) にあり、フランスでは数少ない法哲学者として

知られており、第二次大戦中出版された処女作『Pascal et le droit, Essai sur la pensée pascalienne, le problème juridique et les grandes théories du droit et de l'Etat, Sirey, 1942, 220 p.』『「スカルと法」』は、稀少な貴重文献であり、Les grands courants de la philosophie du droit et de l'Etat, A. Pedone, 1967, 436 p.『法と国家の哲学の諸大潮流』は、簡潔ながら世界の法哲学史を現代に至るまで要約した概説書である。そのような広い視野と法哲学的造詣をもつ著者による、このフランス女権論は、恰好の入門書であらう。

Mossuz-Lavau (Janine), Sineau (Marianne), Les femmes et la politique, les attitudes de gauche des 16-34 ans en milieu urbain, in R. F. S. P., no. 5, 1976, p. 929-956. 「女性と政治」都市部における一六—三四才の左翼的態度について」も、最近の傾向の一面がわかり面白い。フランスでは、この問題につき M. Dogan et J. Narbonne, Les Françaises face à la politique, A. Colin, 1955, 192 p. が先駆的研究であり、わが国では、辻村みよ子、フランス革命と「女権宣言」(法律時報四八卷一)が、フランス・フェミニズムの研究に取組んでいる。フランス文学・経済・社会・法・政治学研究者の総数が多いわが国で、フランスの

女権問題の総合的研究は未だ端緒にもつていないようだ……。

情報処理法学など

Buffélan (Jean-Paul), Introduction à l'informatique juridique, Librairie du Journal des Notaires et des Avocats, 1975, 322 p. 『情報処理法学入門』は、現在ガボン国立大学公法教授として出向中のビュフラン氏(同氏からは、一九六一年、フランスの立本誌「一三」の著作。同氏は弁護士・実務家の経験があり、以前巻一号拙訳)の著作。同氏は弁護士・実務家の経験があり、以前からこの問題にかんする研究を重ねていたが、此度、その全貌を総合的に概観する入門書にまとめたものである。立法・判例・学説等法律的情報の収集・要約・整理・貯蔵、迅速な処理、法論理的体系化、予算や政策の合理化や判決予測等への活用を積極的に検討、その普及とともにプライバシー保護の問題が登場することを述べる(自由との関係につき)。そして、情報処理法学は、法論理学、方法論、言語学、法計量学、法サイバネティックスの「交叉科学部門」であり、その器械は、法を自からは創造しえずただ解決のあり方を指摘しうるのみであり、愛から分離されない正義を知る人間により「適切で善き技術」ars aequi et boniとして使用されうると説く。詳しい文献録(批判的検討を加え)がついてい

る。なお、同種の概説書に、Chouraqui, L'informatique au service du droit, 1974 (本誌二五卷四号) M. Bibent, L'informatique appliquée à la jurisprudence (une méthode de traitement de la documentation juridique) が最近のカタロータ (Rev. Bibl., déc. 1976) で眼についた。

ソ連の政治制度について

Lesage (Michel), Les régimes politiques de l'U.R.S.S. et de l'Europe de l'Est, P.U.F., Thémis, 1971, 365 p. 『ソ連および東欧の政治制度』 ①

Lesage, Le droit soviétique, P.U.F., Q-s-j, 1975, 127 p. 『ソビエト法』 ②

Lesage, Les institutions soviétiques, P.U.F., Q-s-j, 1975, 128 p. 『ソビエトの諸制度』 ③

Lesage, La fonction publique en Union soviétique, P.U.F., Dossier Thémis, 1973, 96 p. 『ソ連における公務員制』 ④

ミシェル・ルサーージュ教授は北大法学部で「ソビエト連邦における政治制度の最近の進化」と題する講演 (一九七六年七月九日、本誌二七卷三・四号、五三頁) 等で、ソ連制度の現実を実証的に認識し体系化する

(イデオロギーないし建前論と逆のアプローチにより) 有益な知識と刺激を与えて下さったが、右四文献が教授の最近の著作である。①は標準的概説書。②③は要領よく現状を総括 (ウルネ・ド・ダの短評あり。R.I.D.C., 1975, no. 4, p. 996-7)。

なお同教授推薦の重要参考文献は次のとおり。

J. N. Hazard, The Soviet system of government, Univ. of Chicago Pr., 4 ed., 1968, 275 p.

L. Schapiro, The government and politics of the Soviet Union, London, 2 ed., 1967.

F. C. Barghoorn, Politics in the U.S.S.R., Little Brown, 2 ed., 1972, 360 p.

J. A. Armstrong, Ideology, politics, and government in the Soviet Union, Nelson, 1974, 236 p.

H. Chambre, L'évolution du marxisme soviétique, théorie économique et droit, Seuil, 1974, 476 p.

M. Lavigne, Les économies socialistes soviétiques et européennes, A. Colin, 2 éd., 1970, 512 p.

A. Amalrik, L'Union soviétique survivra-t-elle en 1984?, A. Fayard, 1970.

G. H. Skilling, *The governments of communist Eastern Europe*, New York, 1966.

Current Digest of the Soviet Press. Problems of communism.

日本研究について

Guillan (Robert) et als., *Japon, la fin d'une époque*, Le Monde 28-29 novembre 1976, p. 5-9.

Pons (Philippe), *Le Japon, un conformisme politique au service d'une économie dynamique*, R.F.S.P., 1976, no. 4, p. 746-767.

Boyer (Michel), *Maurus (Véronique), Grapin (Jacqueline), La revanche du Japon*, Le Monde hebdo., 9-22 juin 1977.

J.-P. Dumont, *Les limites de paternalisme au Japon*, Le Monde hebdo., 14-20 juillet 1977.

多くの新聞論評等の中より、極く一部の論調にもあらわれつつある「日欧商戦」(Le Monde hebdo., 3-9 fév.)の様相のなかで、日本に対する種々の関心の高まりとともに、或種の敵意の気配すら感ぜられるのではあるまいか。それらは日仏(欧)関係の客観的緊密化に伴う進化の必然的傾向の一端だと思ふが、要は、

日本が正しく理解されるよう欧文での自己紹介・研究発表等に努めるとともに、活潑な対話を通じて相互理解を、また「正義に基づく世界平和」に奉仕するより、高次の総合的文化を、一緒に追求めることが基本でなければなるまい。日本法と西洋法との比較を通じての自己究明の書として野田良之教授著 *Introduction au droit japonais*, Dalloz, 1966. (A. H. Angelo による英訳) の「古典的」名著があり、すでに基礎は据えられているが、基後の日本(法・政治)研究の仏(欧)文文献・資料・雑誌等および研究機関・研究者・研究方法等(アメリカの日本研究を筆頭に)を補完し、総合的・体系的に整理・解説した案内書の必要性和有用性(講義参考資料として)を痛感している昨今である。

(以上、F.)

憲法体系書について

Cadart (Jacques), *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 2 vol., L.G.D.J., 1975, 1035 p.

『政治制度および憲法』は、パリ第二大学カダル教授が四分の一世紀にわたる教育と研究の成果として発表した憲法の体系書である。本書は全三巻で、三部から成っている。第一部「憲法お

よび政治制度の一般理論」は六〇〇頁以上があてられており、国家、憲法の概念、民主的主権の原則およびその表現としての選挙権、投票方式、権力分立の原則およびその種々の形態、基本的人権の保障の問題が比較憲法的視野で扱われている。第二部「フランス憲法史」は、革命期から第五共和制成立までの憲法史を扱っている。第三部「第五共和制の政治制度」は、「人民の権力」、「政府諸機関」、「議会」、「諸権力間の関係」、「体制の性質」の章に分けられて、現行フランスの憲法制度を対象としている。本書は、詳しい参考文献表が各巻毎につけられており、比較憲法的視野をもった詳しい体系書としての特色を有している。なお、本書に對して R.D.P., 1975, No. 3, p. 857 に G. B. 署名の書評がある。

Prélot (Marcel) et Boulouis (Jean), *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 6^e éd., Dalloz, 1975, 920 p.

フランスの代表的な憲法体系書として定評のあるブレロの『政治制度および憲法』が、ブレロの死後、パリ大学のブルイ教授によって改訂されたのが本書である。本書は、第一篇「政治制度の定義および分類」、第二篇「フランス政治制度史」、第三篇「第五共和制憲法」の三篇から成っている。第一篇は旧版の理論体系の

枠組の中で補訂がなされているが、第二篇は旧版のままである。もっとも大幅な改訂がなされたのは第三篇で、第五共和制憲法の運用実態の発展が取りこまれており、例えば、憲法院は、旧版では「諸会議」の章に置かれていたのが、本書では「憲法と裁判」という新しい章の下で、政治裁判、司法権とともに扱われている。

Lavroff (Dimitri-Georges), *Le système politique français*, Dalloz, 1975, 613 p.

ボルドオ第一大学ラヴロフ教授による『フランス政治体系』はアメリカの政治学者イーストンの政治体系理論を批判的に導入しながら、フランス第五共和制下の政治権力行使の諸条件に検討を加えるものである。従来の憲法の体系書が、憲法の一般理論や制度に重点を置いているのに対して、本書は、政治権力行使の法的枠組としての憲法規範のほかに、政党や他の政治勢力、憲法上の諸機関の行動様式にも重要な位置を与えているところに特色がある。本書の構成は、第一章「フランス憲法の発展」、第二章「政治勢力」、第三章「政治的参加」、第四章「議会」、第五章「執行機関」、第六章「裁判および諮問機関」、第七章「義務的法規範の作成」、第八章「政治的均衡」から構成されている。

Pactet (Pierre), *Les institutions françaises*, collection «*Que sais-je?*», No. 1642, P.U.F., 1976, 128 p.

パリ南大学バクテ教授による『フランスの諸制度』は、クセジュ文庫の一冊で、フランスの現行憲法制度を概観したものである。全体は二部から成り、第一部「国家の装置」は「政治権力」、「国家的技術構造」、「経済的枠組」に、第二部「抑制と平衡」は、「政治的自由主義」、「行政的分権化」、「裁判組織」に分かれている。同教授のより詳しい憲法の体系書としては、*Droit constitutionnel, Institutions politiques*, 3^e éd., 1974, Masson. がある。

基本的人権について

Madiot (Yves), *Droits de l'homme et libertés publiques*, Masson, 1976, 298 p.

トゥール大学マディオ教授の『基本的人権』は、第一篇「人権の基本概念」、第二篇「人権の保障」、第三篇「人権の法制度」から構成されており、それぞれの篇に三分の一ずつの頁数があてられている。第一篇では、人権概念が歴史的、思想的背景の下で検討されており、古典的自由主義概念、現代的自由主義概念、発展途

上国における概念に分けて、人権概念の特徴が明らかにされている。第二篇では、人権の非裁判的保障と裁判的保障に分けて、各種形態の人権保障手段が検討されており、外国の非裁判的保障としては、オンブズマン・議会による擁護・検事総長が、フランスの非裁判的保障として、議会による擁護・諸集団行動手段・諸個人の行動手段が、フランスの裁判的保障については、憲法裁判官による人権の擁護・司法裁判官による人権の擁護・行政裁判官による人権の擁護が扱われている。ここで憲法院は憲法裁判官として位置づけられている。第三篇は、個別人権の法体制を扱っているが、その対象は、現代的重要性を有するところの人身の自由・報道の自由・思想および表現の自由に限定されている。本書は、人権の概念および保障手段という人権の総論的部分が詳しくなっており、広い視野の下で多角的に問題を検討しているところに特色があり、基本的人権の優れた体系書である。なお、本書には、R.D.P., 1976, No. 5, p. 1421 に Mougeon の書評がある。

Fenet (Alain), *Les libertés publiques en France*, P.U.F., 1976, 352 p.

『フランスにおける基本的人権』は、人権に関する諸憲法の条文、立法、判例を集めた資料集として便利である。

Annuaire français des droits de l'homme, vol. 1, Université de Besançon, A. Pedone, 1974, 549 p.

『フランス人権年報第一巻』は、ブザンソン大学法経政治学部より刊行されたものである。本巻は三部より成り、第一部は、故ルネ・カピタン教授の遺稿で、人権に関する思想家や政治家などの著書、演説などの一節を抜粋して集めたものである。第二部は、人権をテーマにした論文四篇、一九七二—一九七三年度のフランスの人権に関する立法および判例の回顧を収録しており、第三部は、一九七二年に開催された第三回ブザンソン研究集会「人権と軍人」の報告と討論を収録している。

Marie (Jean-Bernard), La Commission des droits de l'homme de l'O.N.U., Préface de Karel Vasak, A. Pedone, 1975, 352 p.

マリー著『国際連合人権委員会』は、ストラスブール大学に提出された博士論文である。全体は二部に分かれ、第一部では、委員会の沿革、組織、機能が扱われ、第二部では、一九四七年から一九七四年までの人権委員会の活動状況が検討されており、本書は、国際連合人権委員会についての優れた内容の基本文献である。

Auby (Jean Marie) et Ducos-Ader (Robert), Droit de l'in-

formation, Dalloz, 1976, 640 p.

『報道法』は、オービイおよびデュコッザデル両ボルドオ第一大学教授の体系書である。本書は、序篇と本篇の二つに分かれており、序篇では、報道の諸技術および法体制の歴史および現代社会における報道手段の位置づけが扱われている。本篇「報道の法体制」は、「行政と報道」、「新聞」、「他の報道手段」、「広告」に分けられ、新聞を中心にテレビ、ラジオ、ニュース映画を含めた報道手段に関する法制度および実態を多角的に扱っている。本書には詳しい文献目録も掲載されており、フランスの報道法の概観をうるのに本書は恰好のものである。

Chevallier (Jacques), La Radio-télévision française entre deux réformes, L.G.D.J., 1975, 342 p.

『二つの改革間のフランスラジオ・テレビ局』は、アミアン大学のシュヴァリエ教授によって書かれたものである。一九六八年の五月事件以来、フランスラジオ・テレビ局の改革が大きな問題になっているが、本書は、一九七二年の改革の内容および実態を詳しく検討し、一九七四年の改革を批判的に検討したものである。同じく、フランスラジオ・テレビ局の問題を扱った論文として、

Morand (Jacqueline) et Valtor (Gérard), Efficacité de

gestion et liberté d'expression à la Radiodiffusion-télévision française, R.D.P., 1976, No. 1, p. 5-39. がある。

Bombardier (Denise), La voix de la France, Robert Laffont, 1975, 295 p.

著者のボンバルディエ氏は、ケベック系カナダ人放送記者で、フランスラジオテレビ局に関する研究によりパリ第二大学で社会学の博士号を有している。『フランスの声』は、フランスのテレビの実態を明らかにして、それが自由主義的でないとするものである。

Informatique et libertés, Rapport de la Commission, La

Documentation française, 1976, 106 p.

フランスにおいてもコンピュータ利用による情報処理が、プライバシーや人身の自由などの人権侵害を惹き起す問題が重要になってきている。一九七四年一月八日の大統領デクレで、コンセイユ・データ副長官を委員長に、破毀院長官を副委員長にし、合計一二名のメンバーで構成する委員会が設置され、情報処理と人権との調和をはかるための措置を政府に諮問する任務にあたった。『情報処理と人権』は、一九七五年六月に提出された委員会の報告書である(情報処理法学につき、前述F. 紹介参照)。

Liberté, libertés, Préface de François Mitterrand, Gallimard, 1976, 284 p.

フランスでは現在人権宣言の問題が、政党のレベルでも重要な問題になっている。共産党は一九七五年春に全八九カ条からなる「自由の宣言案」を発表しており、また、国民議会は人権特別委員会を設置している。『自由・諸自由』は、社会党系の哲学者、経済学者、科学者、法律家からなる自由の憲章検討委員会の検討の成果である。フランスにおける人権の現代的問題状況が指摘され、今後の展望がなされた興味深い書物である。

その他

Mény (Yves), Centralisation et décentralisation dans le débat politique français (1945-1969), Préface de Georges Dupuis, Bibliothèque constitutionnelle et de science politique, t. 51, L.G.D.J., 1974, 536 p.

『フランスの政治論議における中央集権化と地方分権化(一九四五—一九六九)』は、メニ氏の博士論文で、中央集権化と地方分権化の問題についての政党や政治家の議論を明らかにしてから、それらの議論を実定制度との関係で検討を加えたものである。

料。本書に対して、デュビイ教授は序文で、「本書は、論述の明晰

さ、資料の豊富さ、豊かな法学的素養および政治学的素養に基づいた分析の精密さ、総合力によって、疑いのない価値を有している」(Ⅱ頁)という評価を与えており、また、Emery教授も、R.

D.P., 1975, No. 4, p. 1111. の書評において、同様の高い評価を与えている。

Gleizal (Jean-Jacques), *La police nationale, Droit et pratique policière en France, Préface d'André Demichel*, Presses Universitaires de Grenoble, 1974, 360 p.

グレザル著『国家警察——フランスにおける警察法および実務』は、一九七一年に提出された博士論文で、第一篇「警察力の目的」、第二篇「警察力の活動」、第三篇「警察制度」から構成されている。本書は、フランスにおける警察制度とその活動の実態を明らかにし、とくに一九六八年五月以来強まった警察国家的傾向を強く批判している。フランスでは警察法に関する研究は今まで空白になっていたが、本書はその空白を埋める重要な業績である。

Channard (Georges Boyer), *Les avocats, collection «Que sais-je?»* No. 1659, P.U.F., 1976, 127 p.

クセジユ文庫の一冊として刊行されたシャマルル著『弁護士』は、弁護士職の歴史、職業倫理、弁護士職の組織および規制の問題を扱っている。

Lamarque (Jean), *Le droit contre le bruit*, L.G.D.J., 1975, 331 p.

行政法学者であるボルドオ大学ラマルク教授によって書かれた『騒音規制法』は、二部に分かれており、第一部では、騒音防止に関する立法および判例を体系化しており、第二部では、法令および通達を集めた資料集になっている。本書には R.D.P., 1975, No. 6, p. 1736 に Pierre Lindon の書評がある。

Vallet (Odon), *L'administration de l'environnement, collection «L'administration nouvelle»*, Berger-Levrault, 1975, 339 p.

パリ第一およびトゥール大学講師ヴァレ著『環境行政』は、第一部「環境行政の諸制度」、第二部「環境行政の運営」から構成されており、フランスの環境行政の制度および運営を概説したものである。

Autexier (Christian), *L'administration de l'enseignement en République fédérale d'Allemagne, Préface de R. Drago*, Bibli-

otlègue de science administrative, t. 9, L.G.D.J., 1975, 400 p.

『ドイツ連邦共和国の教育行政』は、第一部「ドイツ連邦共和国の学校および大学の教育行政」、第二部「フランスおよびドイツ連邦共和国の教育行政体系の収斂」から構成されている。本書は西ドイツの大学を含む教育行政体系を明らかにし、それをフランスのそれと△動態的比較方法▽によって比較し、両国の教育体系の行政および組織のためにとられた解決策がしだいに近似してきている、という現象を解明した注目すべき博士論文である。

（以上、N）